

**伊東市子ども読書活動推進計画**  
**— 第四次計画 —**

令和7年3月

**伊東市教育委員会**



## はじめに

昨今の子どもを取り巻く環境は多様で、凄まじい速さで変化しております。特に新型コロナウイルス感染症の流行により、生活様式が一変し、以前より進められていたGIGAスクール構想が前倒しされる形で、児童、生徒へ端末が一人一台支給されることになりました。

数年前では考えられないことですが、動画配信やSNSなどが今では当たり前のように日常生活に存在しており、読書環境にも少なからず影響を与えていると言えるでしょう。

一方で、本が子どもたちに与える影響はデジタル化が進む現代にあっても変わるものではないと言えます。知識を得て、想像力を豊かにしてくれる。そんな本が持つ力は今も昔も変わらず、全ての子どもにこの力を体得してもらいたいと切に願い、そのためには、子どもが読書の習慣を身に付けることが大切だと考えます。

本市では子どもが発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができるよう、赤ちゃんと保護者がゆっくりと向き合い、触れ合うひと時を持つきっかけをつくるブックスタート事業をはじめ、ボランティアの方々等の協力による読み聞かせ、子ども向けのイベント等を開催しています。子どもの読書活動の推進は、家庭、地域、学校のほか、社会全体で取り組んでいく必要があります。

この第四次伊東市子ども読書活動推進計画に基づき、家庭、地域、保育園、幼稚園、学校、図書館等が相互に連携することで、子どもの読書活動が活発になるよう努めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、ご尽力いただいた、伊東市子ども読書活動推進計画策定委員をはじめ関係機関の皆様にご心から深くお礼申し上げます。

令和7年3月

伊東市教育長 高橋 雄幸

# 目次

第1章 子ども読書活動推進計画策定の趣旨	1
1 計画の目的	1
2 国及び県の動向	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の対象	4
5 計画の期間	4
6 計画の作成方法	4
第2章 基本方針	5
計画の基本方針	5
第3章 子ども読書活動推進計画のための施策	6
1 家庭における取り組み	6
2 地域における取り組み	8
3 保育園・幼稚園における取り組み	9
4 小学校における取り組み	13
5 中学校における取り組み	24
6 高等学校における取り組み	34
7 特別な支援を必要とする子どもへの取り組み	42
8 図書館における取り組み	46
伊東市子ども読書活動推進計画 努力目標	50
参 考 資 料	
子どもの読書活動の推進に関する法律	51
学校図書館法	53
第四次伊東市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿	57

# 第1章 子ども読書活動推進計画策定の趣旨

## 1 計画の目的

近年、テレビ・インターネット・スマートフォンなど様々な情報メディアの普及や生活環境の変化により、子どもの読書活動を取り巻く環境は大きく変化していますが、読書の重要性に変わりはありません。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条に「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と記されており、グローバル化の発展など急激に社会が変化する新しい時代だからこそ、子どもの頃からの読書習慣の確立は、こうした力を育むために必要な手段の一つです。

また、同法第4条には地方公共団体の責務として、「基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められています。

伊東市では、平成19年11月に「第一次伊東市子ども読書活動推進計画」、平成27年3月に「第二次伊東市子ども読書活動推進計画」、令和2年3月に「第三次伊東市子ども読書活動推進計画」を策定し、これらに基づき施策を展開してきました。「第四次伊東市子ども読書活動推進計画」では、本市の子どもの読書環境のさらなる向上につながるよう、国、県の動向及び本市における環境の変化等を踏まえつつ、第一次・二次・三次推進計画の基本的な考えを継承し、引き続き読書環境を整備していくことを目的とします。

## 2 国及び県の動向

### <国の動き>

国においては、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立し、4月23日を「子ども読書の日」とするほか、子ども読書に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務等が定められました。

その後、この法律に基づき平成14年8月に、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、全ての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動ができるよう、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視し、環境の整備を積極的に推進しました。この計画は、平成20年3月には「第二次基本計画」、平成25年5月には「第三次基本計画」、平成30年4月には「第四次基本計画」、令和5年3月には「第五次基本計画」が策定されました。

第三次基本計画期間中には、学校図書館法（昭和28年法律第185号）の改正、学習指導要領の改訂等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされました。また、第四次基本計画が閣議決定された平成30年4月以降、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号。以下、「読書バリアフリー法」という。）」の制定、「第6次学校図書館図書整備等5か年計画（以下「第6次学校図書館計画」という。）」の策定等を通じ、子どもの読書環境の整備が進められています。

### <静岡県の動き>

県は、平成16年1月に「読書県しずおか」の構築を目指して「静岡県子ども読書活動推進計画」を策定しました。この計画は、平成20年2月策定の「後期計画」、平成23年3月策定の「第二次計画」、平成26年3月策定の「第二次中期計画」、そして平成30年3月策定の「第三次計画」に引き継がれ、令和4年3月には「第三次後期計画」が策定され、家庭、地域、学校等の連携により社会全体が読書推進に取り組んでいくための施策の方向がまとめられています。

<国の動き>

- 平成13年12月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行  
(4月23日を「子ども読書の日」と定める。)
- 平成14年 8月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
- 平成20年 3月 「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」  
策定
- 平成20年 6月 「国民読書年に関する決議」採択  
(平成22年を「国民読書年」と定める。)
- 平成23年12月 「図書館法(昭和25年法律第118号)の一部改正法」  
成立
- 平成24年12月 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文  
部科学省告示第172号。以下「望ましい基準」という。)」  
改正
- 平成25年 5月 「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計  
画」策定
- 平成27年 4月 学校図書館法(昭和28年法律第185号)の改正
- 平成30年 4月 「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」  
策定
- 令和 元年 6月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」  
(読書バリアフリー法)施行
- 令和 5年 3月 「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計  
画」策定

<静岡県の動き>

- 平成16年 1月 「静岡県子ども読書活動推進計画」策定
- 平成20年 2月 「静岡県子ども読書活動推進計画－後期計画」策定
- 平成23年 3月 「静岡県子ども読書活動推進計画－第二次」策定
- 平成26年 3月 「静岡県子ども読書活動推進計画－第二次中期計画」  
策定
- 平成30年 3月 「静岡県子ども読書活動推進計画－第三次計画」策定
- 令和 4年 3月 「第三次静岡県子ども読書活動推進計画－後期計画－」  
策定

### 3 計画の位置づけ

この推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」第9条の規定に基づき策定するものです。また、同法第8条の規定により国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「静岡県子ども読書活動推進計画－後期計画－」を基本としています。「第五次伊東市総合計画」には、「市民が生涯にわたる学びや活動に参加し、豊かさを享受できる場として魅力ある図書館の構築事業の推進」とあり、本市が策定した総合計画に本計画は、位置づけられています。

### 4 計画の対象

本計画の対象は、0歳からおおむね18歳までの子どもとします。なお、子どもの読書活動推進にかかわる保護者をはじめ、学校、地域等の市民及び団体も対象として計画を推進していきます。

### 5 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。将来を見通した本市の読書活動の目指すべき姿と計画的に取り組むべき施策を示しています。

なお、進捗状況等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを図ります。

### 6 計画の作成方法

本計画の策定にあたっては、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び静岡県の「静岡県子ども読書活動推進計画」に基づき、伊東図書館にて原案を作成しました。まず、市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に対してアンケートを実施し、5年前の回答と比較などしました。また、5年前と同様に小学生、中学生、高校生の児童、生徒を対象（学年及びクラスを一部抽出）としたアンケートを実施しました。その後、伊東市子ども読書活動推進計画策定委員会で協議し、市民意見募集（パブリックコメント）を経て、伊東市教育委員会が策定しました。



## 第2章 基本方針

### 計画の基本方針

全ての子どもたちが、あらゆる機会とあらゆる場所において本に親しみ、子どもの成長に応じて読書の楽しさを経験できるよう、本市全体で読書環境の整備・充実に取り組んでいきます。本市では、次の観点から子どもの読書活動を推進していきます。

- (1) 子どもが読書の楽しさを知る機会の提供に努めます。
- (2) 読書環境の整備・充実に努めます。
- (3) 家庭、地域、学校、図書館等、関係機関の連携を強化します。
- (4) 子どもの読書活動の意義や重要性を啓発するとともに、普及するための広報活動に努めます。

## 第3章 子ども読書活動推進計画のための施策

### 1 家庭における取り組み

家族で本を読み、読んだ本について話し合い、楽しい時間を共有することは、家族のきずなを深めます。子どもの読書活動の習慣付けは、生活の基礎である家庭において、子どもが読書に親しむ環境であることが重要になってきます。

#### (1) 現状

ア 本市では、乳幼児期から家庭で本に親しむ環境づくりができるよう、生後7か月から9か月までの乳児を対象に、赤ちゃん向けの絵本を“手渡す”ブックスタート事業を実施しています（令和5年度実施率51.6%）。読書への入り口として、絵本を通して赤ちゃんとその家族に楽しい時間を過ごしてもらうため、読み聞かせをしながら赤ちゃん向けの絵本を2冊手渡しているほか、「おはなし会」の情報や市立図書館の利用について広報するとともに、ブックリストや絵本等についてアドバイスするブックレットを配付することで、子どもと本を結び付ける機会の創出に努めています。

平成30年度からは、ブックスタート当日に参加しなかった対象者に、1歳6か月健診において手渡しすることで、市内に住む赤ちゃん全てがブックスタート事業に参加することを目指しています（1歳6か月健診まで含めた令和5年度実施率82.6%）。

イ 乳児の保護者に対し、保健師による家庭訪問の際、静岡県読書ガイドブック「本とともにだち（あかちゃん版）」を配布することで、子どもの読書活動に関する情報を提供し、意識啓発を行っています。

ウ 令和3年度から、静岡県子ども読書アドバイザーによる読み聞かせアドバイス講座を開始し、参加した親子に対して絵本の選書や読み聞かせのアドバイスを行っています。令和5年度は市内3か所の子育て支援センターにて出張講座を4回実施し、合計51人が参加しました。

#### (2) 課題

読み聞かせを自発的に行うなどして、親子や家族のふれあいを通じた読書のすばらしさを次世代につなげる「親子読書」（以下、「親子読書」という）を行っている保護者や、図書館を頻繁に利用し、図書館等が実施するイベント等に積極的に参加する保護者がいる一方で、仕事を持つ保護者の増加、情報通信機器の著しい進歩と普及、子どもの塾や習い事等の増加等、様々な生活環境により、読書を楽しむ時間の確保が難しい家庭もあります。

### (3) 施策

- ア ブックスタート事業を継続して実施し、未実施の乳児に対しては、健康診査等における実施などを引き続き行うことで、市内に住む全ての赤ちゃんが絵本を手にするよう努めます。
- イ 「おはなし会」や「ぬいぐるみ図書館おとまり会」、その他の児童向けイベントを実施するとともに、より多くの方に参加してもらえるよう情報提供します。
- ウ 静岡県読書ガイドブック「本とともにだち」（幼児版、小学生版、中学生版）を利用して、読書活動に関し啓発します。
- エ 「図書館だより」の作成と配布を継続するなど、家庭において、子どもが本と親しむことができるよう、子どもの最も身近な存在である保護者に読書の意義や重要性を伝えるとともに、まち全体で保護者の支援に努めます。

## 2 地域における取り組み

子どもが読書習慣を身に付けていくためには、身近に読書のできる環境を整えることが重要であり、そのためには地域の協力が不可欠です。本市の3つの生涯学習センター（中央会館、ひぐらし会館を除く。）と4つのコミュニティセンター及び2つの児童館（以下、「各施設」という。）の特性を生かしつつ、地域差が生じないように、子どもの読書環境の整備及び充実に努めます。

### (1) 現状

地域で本に親しむ主な環境として、各施設の図書室、7か所の放課後児童クラブ、地域文庫があります。

### (2) 課題

ア 各施設の図書室は、開館から25年以上経過した施設が多く、蔵書の入替えが進んでおらず、各施設のサービスの連携も図られていません。

市内全域には、各施設や移動図書館「ともだち号」の巡回ステーションのないところもあり、立地条件等に地域差がみられます。

イ 各地域で活動する読み聞かせボランティアの把握が不十分なため、情報提供などの連携が図られていません。

### (3) 施策

ア 子どもの読書環境に地域差をなくすため、各施設が連携を図れるよう努めます。また、移動図書館「ともだち号」については巡回ステーションを再確認し、巡回を望む地域への運行を検討します。

イ 読み聞かせボランティアについて情報収集し、各施設とボランティアの連携を図れるよう努めます。

### 3 保育園・幼稚園における取り組み

乳幼児期には、周りの大人からの話しかけや乳幼児本人が話す言葉を聞いてもらうなどして、次第に言葉を獲得していきます。そんな中、様々な体験も増え想像力も豊かになり、絵本や物語を楽しむようになっていきます。

乳幼児期の読書活動は、子どもの精神的な成長を促す大きな役割を担っているとと言えます。

#### (1) 現状

22園中、21園の保育園と幼稚園（以下、「大多数の保育園と幼稚園」という。）は、図書コーナーを設置しており、その多くが、本を園児に貸し出しています。さらに、全ての保育園と幼稚園が、保育士、教諭又はボランティア（保護者を含む。）による読み聞かせを行い、保護者に対しては、家庭でも園児が本に親しめるよう、読書活動を啓発しています。

#### (2) 課題

##### ア 読書環境の整備

(ア) 図書コーナーの未設置を率で表すと、5年前が9%、今年度が5%で、未設置の園が減りましたが、スペースが狭い、明るさが不足している等、施設・設備が十分でない園もあります。

(イ) 多くの園が新しい本を増やしたいと考えていますが、予算等の関係で増やすことが難しい現状です。

##### イ 保護者への啓発等

(ア) 全ての保育園と幼稚園で保護者に対する読書活動の啓発を行っており、大多数の保育園と幼稚園で絵本の貸出しをしています。家庭によって意識の差があります。

(イ) 読み聞かせや読書が重要であることの理解を深めることが必要ですが、忙しい保護者が多く、親子で絵本を見る時間は多く取れません。

##### ウ 伊東図書館やボランティア等との連携

(ア) 市立図書館の団体貸出制度\*1を利用したことがある園は、前回調査より増加し、今年度は3割程度になりましたが、制度自体を知らない園が1園あります。

---

\*1 団体貸出制度：図書をグループごとに貸出しする制度。1グループ1回30冊以下、貸出期間は1か月を限度とする。

- (イ) 保育園と幼稚園、合わせて22園中、読み聞かせを外部のボランティアに頼んでいる園は5園で、それ以外の園では保護者や保育士、教諭が読み聞かせをしています。
- (ウ) 市内の広域に渡り、保育園と幼稚園がありますが、市立図書館は1館のみのため、遠方の園では時間が取れないこともあり、市立図書館を利用できずにいます。

### (3) 施策

#### ア 読書環境の整備の充実

- (ア) 保育園、幼稚園は、引き続き読み聞かせを保育の中に取り入れることで、園児に読書の楽しさを伝えていきます。
- (イ) 市立図書館の団体貸出制度などを活用し、蔵書数の不足を補います。

#### イ 保護者への啓発等の強化

家庭での読書の大切さが重要であることを、保護者の会合やおたより等を通し伝え続けていきます。

#### ウ 伊東図書館やボランティア等との連携の促進

- (ア) 静岡県子ども読書アドバイザーやボランティアを活用し読み聞かせや読書活動の啓発、選書の情報提供に効果的に行います。
- (イ) 市立図書館の団体貸出制度や「図書館だより」を積極的に活用し、引き続き、市立図書館と情報交換を行います。

(4) アンケート結果

対象：保育園・認定こども園・子育て支援センター 計14園

(令和元年14園)

幼稚園8園 (令和元年9園)

ア 図書室（図書コーナー）の設置

	令和6年	令和元年
設置されている	21園	21園
設置されていない	1園	2園

イ 図書室（図書コーナー）の本の貸出し

	令和6年	令和元年
貸し出している	17園	20園
貸し出していない	5園	3園

ウ 園児への読み聞かせ

	令和6年	令和元年
読み聞かせをしている	22園	23園
読み聞かせをしていない	0園	0園

エ 家庭への読書活動の啓発

	令和6年	令和元年
啓発している	22園	21園
啓発していない	0園	2園

オ 伊東図書館の団体貸出制度の利用

	令和6年	令和元年
利用したことがある	7園	5園
利用したことがない	14園	17園
わからない	1園	1園

カ その他自由記述より

(ア) 伊東図書館に期待すること

- ・親子でゆったり絵本に触れ読み聞かせる広いスペース
- ・新刊や注目の絵本、所蔵している紙芝居の紹介
- ・図書館が遠いので利用しにくい

(イ) 各園での課題

- ・ 図書コーナーのスペースが狭い、暗い
- ・ 新しい絵本を増やしたい（古い本、劣化の激しい本が多い）
- ・ 保護者への読み聞かせや読書の重要さの啓発
- ・ 忙しい保護者も多く、親子で絵本を見る時間が少ない
- ・ 絵本について情報収集する時間が取れない



## 4 小学校における取り組み

小学生になると、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増えてきます。また、文字から情景をイメージできるようにもなり、さらに自分の考え方と比較して読むことができるようになってきます。上の学年になると好みの本の傾向も現れ始めます。

小学校における読書活動は、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、大きな影響力を持つ時期だと言えます。

### (1) 現状

全ての小学校でボランティアを活用し、読み聞かせ活動を実施しており、ボランティアを活用している学校は連携も図れています。一方、朝読書<sup>\*2</sup>やブックトーク<sup>\*3</sup>といった読書活動については、全ての学校では実施しておらず、5年前と比較しても減少しています。また、子ども読書の日、こどもの読書週間<sup>\*4</sup>、読書週間<sup>\*5</sup>に関する読書啓発は多くの学校で実施されていますが、保護者への読書啓発は5年前と比較すると4割減となりました。

司書教諭が配置されている学校は7割ですが、学校司書は、全学校で配置されています。ほとんどの学校で、司書教諭や学校司書が、専門知識や技術を高める研修会等へ出席するための機会を設けています。

アンケート結果から、読書が好きな児童が8割以上であることがわかります。また、5割以上の児童が1か月に3冊以上の本を読んでいます。

### (2) 課題

#### ア 読書環境の整備

(ア) 学校図書館図書標準<sup>\*6</sup>は、3割の学校が達成していませんが、5年前よりも1割減となっています。達成している学校でも、予算やスペースの関係上、新しい本を増やすことが難しくなっています。

---

\*2 朝読書：児童生徒が、始業前に行う10分程度の読書

\*3 ブックトーク：あるテーマに沿って複数の本を選び、順序立てて紹介すること

\*4 こどもの読書週間：4月23日の「子ども読書の日」から5月12日までの3週間

\*5 読書週間：文化の日を挟んだ10月27日から11月9日までの2週間

\*6 学校図書館図書標準：平成5年に定められた公立義務教育諸学校において、学校図書館の整備を図る際の目標として設定したものの。学級数に基づいて定められている蔵書冊数

- (イ) 学校の図書室では蔵書管理システムが整備されていないため、図書資料の検索や図書の貸出し、返却がスムーズではありません。また、年齢や学年に応じた内容の本の充実性が課題となっています。
- (ウ) アンケート結果を見ると、読書が好きではない児童が全体の約17%います。「ゲームやテレビ、ネットのほうがおもしろい」「読みたい本がない」が主な理由です。

#### **イ 調べ学習の効果的な実施**

- (ア) 調べ学習に適した図書資料の冊数が少なく、古いなどのほか、課題により、資料が整っていません。
- (イ) タブレット端末の利用が増え、図書資料を活用できていません。

#### **ウ 保護者への啓発等**

家庭での読書に対する大切さの理解や時間確保の啓発が重要であるものの、啓発している学校は半数以下となっており、保護者への読書啓発が難しくなっています。

#### **エ 伊東図書館やボランティア等との連携**

- (ア) ボランティアと十分に話し合う時間が取れない現状です。
- (イ) 令和5年度には全ての小学校に移動図書館「ともだち号」が運行することとなりましたが、市立図書館と距離が離れているため、開館中に学校から出向いて選書することが難しいなど、団体貸出についてはいくつかの難点があります。

#### **オ 司書教諭、学校司書の設置等**

- (ア) 司書教諭の配置について、今年度は7割の小学校に配置されています。司書教諭の活動時間に関しては、配置されている学校の2割が取れていないと感じています。
- (イ) 学校司書については、全ての小学校に配置されていますが、複数校の兼務となっています。
- (ウ) 司書教諭や学校司書が知識等を高めるために、研修会などに出席していない学校が1割となっています。

#### **カ 電子書籍の導入状況**

- (ア) ほとんどの小学校で電子書籍の導入はなく、継続的な運用のための予算確保が難しい状況です。

- (イ) 配慮が必要な児童も含め、全ての児童が本と関わり、読書ができるよう、ICT機器や電子書籍の活用について検討する必要があります。

### (3) 施策

#### ア 読書環境の整備の充実

- (ア) 蔵書管理システムが導入され、データベース化されれば、貸出し、返却の手続が効率的になることに加え、市内の学校図書室をネットワーク化することで、校内図書室の蔵書検索だけでなく、市内の他校の蔵書も検索できます。学校の統合なども考慮しながら、蔵書管理システムの導入の必要性について提言をしていきます。
- (イ) 団体貸出制度や移動図書館「ともだち号」を活用することで、蔵書数の不足を補います。
- (ウ) 読書による想像の世界の楽しさ、新たな知識を得る喜びなどを児童に伝えるため、本の紹介やイベントの実施等を推進します。
- (エ) 児童が本に触れることができる時間を確保できるように努めます。

#### イ 調べ学習の効果的な実施の支援

- (ア) 市立図書館と連携し、団体貸出制度などを活用し、調べ学習に不足する資料を補強します。
- (イ) インターネットのみに頼ることなく、図書資料も併用した調べ学習ができるよう、関係資料の充実に努め、環境体制を整えます。

#### ウ 保護者への啓発等の強化

学校は、読書活動の重要性について、保護者の会合や通知等で伝え続け、各家庭が読書に関する時間を確保するよう促します。

#### エ 伊東図書館やボランティア等との連携の促進

- (ア) 静岡県子ども読書アドバイザーやボランティアを積極的に活用し、選書や読み聞かせ等の読書活動を効果的に実施します。
- (イ) 市立図書館と連携を図り、団体貸出制度や「図書館だより」の配布、イベントの実施を通じ、読書の楽しさや情報を伝え、児童及び保護者への啓発に努めます。

## オ 学校図書館の活性化

児童が学校図書館を効果的に活用できるよう、学校全体で司書教諭や学校司書をサポートし、活動時間の確保や研修会等への参加ができるような協力体制を図ります。

## カ 電子書籍の導入状況

全児童にタブレットが配付されており、アンケートでも児童の過半数以上が「利用したことがある」「利用してみたい」と回答していることから、電子書籍は読書推進に有効であると考え、その必要性について提言します。一方で、紙の本が持つ電子書籍にない温かさなども伝えていきます。

(4) アンケート結果【小学校】

対象：小学校7校（令和元年 10校）

ア 読書活動の実施

	令和6年	令和元年
朝読書を実施	5校	10校
読み聞かせを実施	7校	9校
ブックトークを実施	1校	1校
その他の活動を実施	0校	1校

イ 読み聞かせボランティアの活用

	令和6年	令和元年
活用している	7校	9校
活用していない	0校	1校

ウ 伊東図書館の団体貸出制度の利用

	令和6年	令和元年
利用したことがある	2校	5校
利用したことがない	5校	5校

エ 読書週間に関連した読書啓発

	令和6年	令和元年
実施している	6校	7校
実施していない	1校	3校

オ 1か月の目標読書冊数

	令和6年	令和元年
決めている	0校	0校
決めていない	7校	10校

カ 図書標準（学校図書館に整備すべき蔵書の標準）の達成

	令和6年	令和元年
達成している	5校	6校
達成していない	2校	4校

キ 調べ学習の教諭の伊東図書館利用

	令和6年	令和元年
毎回利用している	0校	0校
時々利用している	3校	6校
利用していない	4校	4校

ク 保護者への読書活動の啓発

	令和6年	令和元年
啓発している	3校	8校
啓発していない	4校	2校

ケ 読み聞かせボランティアとの連携

	令和6年	令和元年
十分取れている	2校	0校
取れている	5校	9校
取れていない	0校	0校
ボランティアを活用していない	0校	1校

コ 司書教諭の配置

	令和6年	令和元年
配置している	5校	6校
配置していない	2校	4校

サ 司書教諭の活動時間の配慮（配置している学校対象）

	令和6年	令和元年
配慮している	4校	2校
配慮していない	1校	4校

シ 学校司書の配置

	令和6年	令和元年
配置している	7校	10校
配置していない	0校	0校

ス 学校司書や司書教諭の研修会等への出席

	令和6年	令和元年
出席している	6校	8校
出席していない	1校	2校

セ 電子書籍の導入状況

	令和6年	令和元年
導入している	1校	未実施
導入していない	5校	未実施
導入する予定はある	0校	未実施
導入予定はない	1校	未実施

ソ その他自由記述より

(ア) 学校図書館の環境整備の課題

- ・年齢や学年に応じた内容の本、さまざまな種類の本の充実
- ・バーコードでの管理（ICT化）
- ・新しい本を増やしたい
- ・音声図書や拡大文字図書など、特別な配慮が必要な児童生徒向けの図書の整備
- ・配架スペースに限りがあり、児童生徒が興味関心を持てるような展示ができない
- ・書棚の老朽化

(イ) 調べ学習における課題

- ・冊数が少ない
- ・総合的な学習など子どもたちの課題によってはない資料もある
- ・タブレット端末だけでなく、本の活用もできるようにしたい
- ・内容が古いものも多く、入れ替えをしたい
- ・伊東図書館と距離が離れているため、平日に行くことが難しい

(ウ) 保護者への情報提供や読書啓発における課題

- ・情報提供の参考となる資料や他校の実践集があると良い

(エ) 電子書籍の導入における課題

- ・システム利用料とコンテンツ購入費用が継続的に発生するため、予算確保が難しい
- ・マルチメディアDAISY図書を導入したが、活用方法を模索している

(オ) その他

- ・移動図書館「ともだち号」の継続、特別な支援が必要な児童生徒向けの本の充実
- ・授業で必要な資料を「ともだち号」で運んでほしい

(5) アンケート結果【小学生】

対象：小学校7校の3年生と5年生の各1クラス  
(3年生 計154人、5年生 計151人)

ア 読書は好きですか

	3年生	5年生
好き	79人	56人
まあまあ好き	58人	61人
あまり好きではない	12人	28人
きらい	5人	6人

イ 読書が「あまり好きではない」、「きらい」な人の理由

	3年生	5年生
本はおもしろくない	4人	1人
読みたいけど時間がない	1人	3人
読みたい本がない	2人	10人
マンガや雑誌のほうがおもしろい	0人	7人
ゲームやテレビ、ネットのほうがおもしろい	10人	12人
その他	0人	1人

ウ 朝読書以外で1か月に平均何冊本を読みますか

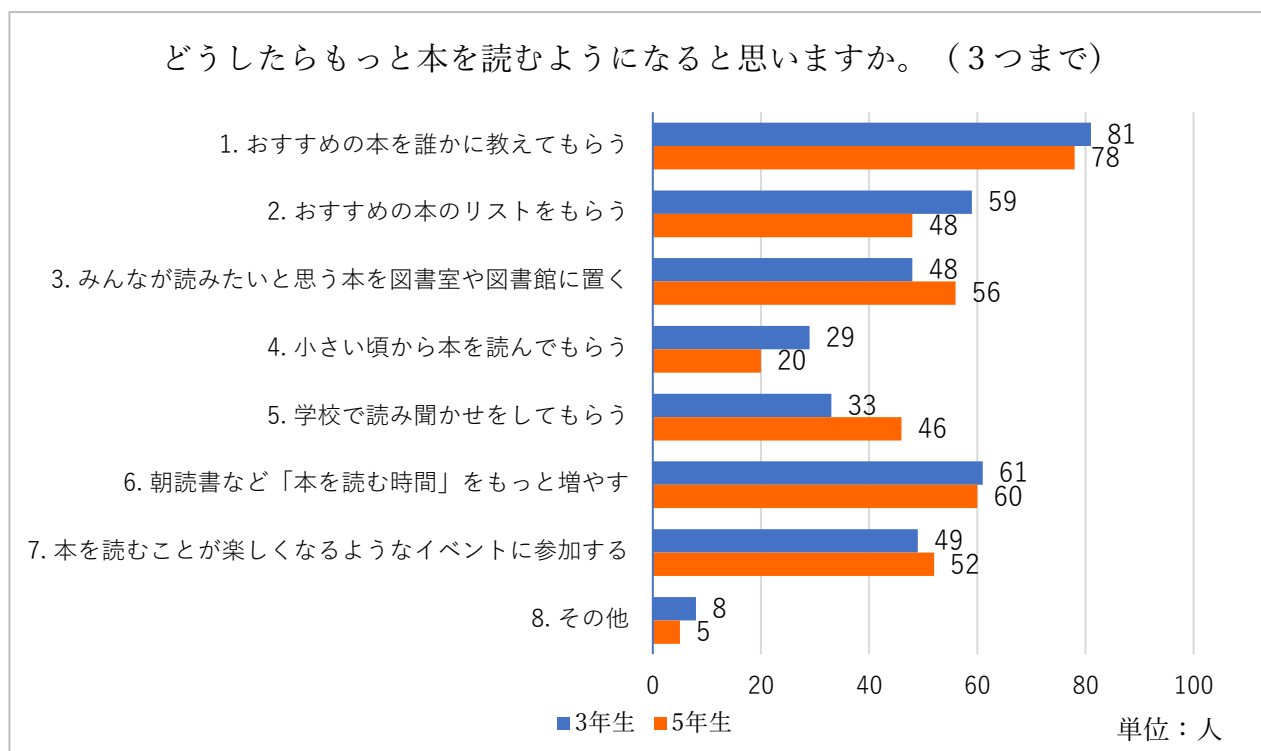
	3年生	5年生
0冊	6人	16人
1～2冊	55人	62人
3～5冊	39人	40人
6～10冊	24人	15人
10冊以上	30人	18人



エ どうしたらもっと本を読むようになると思いますか

	3年生	5年生
おすすめの本を誰かに教えてもらう	81人	78人
おすすめの本のリストをもらう	59人	48人
みんなが読みたいと思う本を図書室や図書館に置く	48人	56人
小さい頃から本を読んでもらう	29人	20人
学校で読み聞かせをしてもらう	33人	46人
朝読書など「本を読む時間」をもっと増やす	61人	60人
本を読むことが楽しくなるようなイベントに参加する	49人	52人
その他	8人	5人

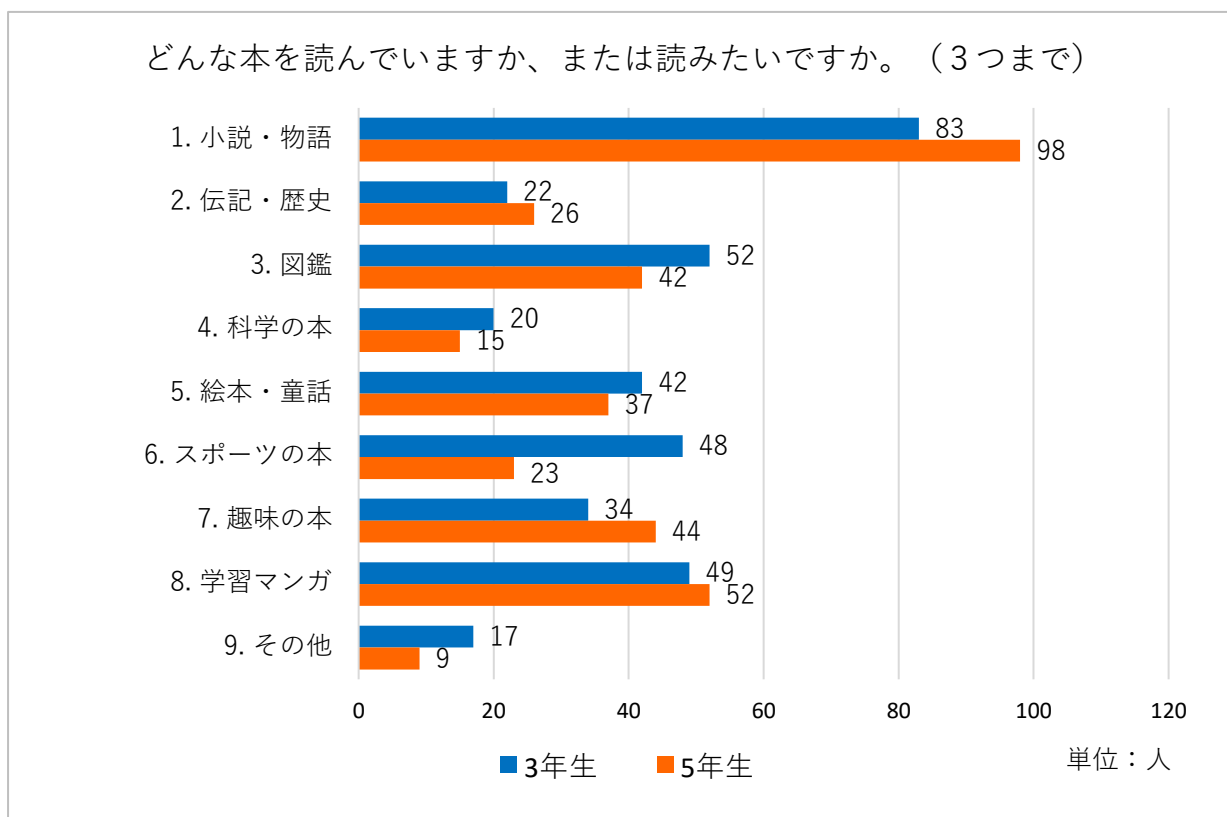
※複数回答があった場合はカウントしました。



オ どんな本を読んでいますか、読みたいですか

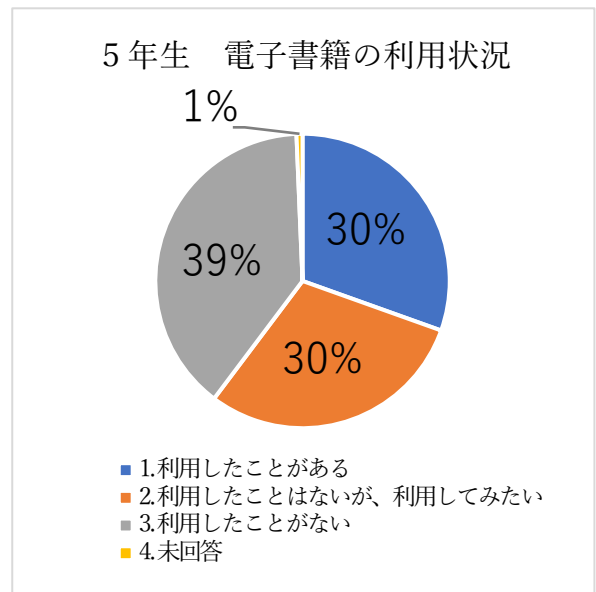
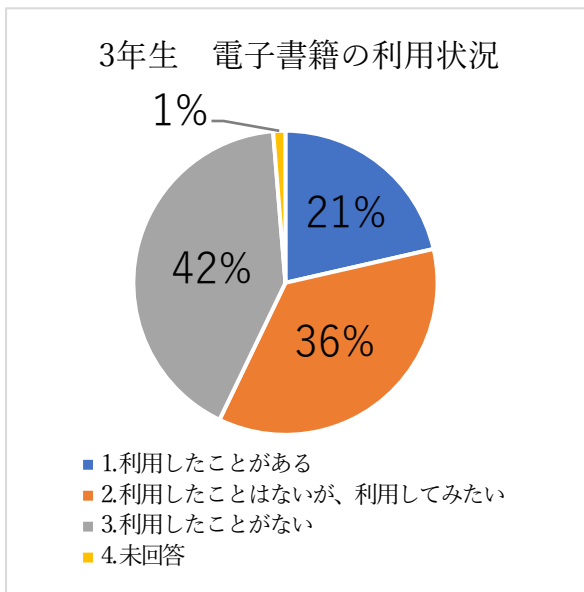
	3年生	5年生
小説・物語	83人	98人
伝記・歴史	22人	26人
図鑑	52人	42人
科学の本	20人	15人
絵本・童話	42人	37人
スポーツの本	48人	23人
趣味の本 (おりがみ、料理、トランプ、将棋、ダンス など)	34人	44人
学習マンガ	49人	52人
その他	17人	9人

※複数回答があった場合はカウントしました。



カ 電子書籍を利用したことがありますか

	3年生	5年生
利用したことがある	33人	46人
利用したことはないが、利用してみたい	55人	45人
利用したことがない	64人	59人
未回答	2人	1人



キ 電子書籍で何を読んでいますか、読みたいです (3つまで)

	3年生	5年生
小説・物語	75人	83人
伝記・歴史	19人	24人
図鑑	47人	39人
科学の本	23人	16人
絵本・童話	42人	35人
スポーツの本	42人	32人
趣味の本 (おりがみ、料理、トランプ、将棋、ダンス など)	45人	34人
学習マンガ	33人	49人
その他	16人	6人

※複数回答があった場合はカウントしました。

## 5 中学校における取り組み

中学生になると、多読の傾向は減少し、共感できる本などを選び読むようになります。将来のことも考え始め、読書を将来に役立てようとし始める時期でもあるため、情報が氾濫する現代において、必要な情報を収集、活用できる力を身に付けることが大切です。

また、中学生までに形成された読書習慣が、その後の読書習慣に大きく関係してくることから、肝要な時期であると言えます。

### (1) 現状

市内の中学校5校のうち、朝読書が行われているのは3校、その他の取り組みとして給食前読書やビブリオバトル<sup>\*7</sup>が2校で行われています。読み聞かせを実施している学校は1校のみでした。また、子ども読書の日、子ども読書週間、読書週間に関する読書啓発を実施しているのは3校、保護者への読書啓発が実施されている学校は2校、読み聞かせボランティアを活用している学校はありませんでした。5年前と比較すると、全ての学校が学校図書館図書標準を達成しています。司書教諭が配置されている学校は3校と増加し、学校司書は全学校で配置されており、全ての学校で、司書教諭や学校司書が、専門知識や技術を高める研修会等へ出席するための機会を設けています。

アンケート結果から、読書が好きな生徒は7割、1か月に3冊以上の本を読んでいる生徒は2割程度と、5年前と比較すると減少していることがわかります。

### (2) 課題

#### ア 読書環境の整備

(ア) 校内図書室の設置場所が利用しやすい場所にならないため、生徒が気軽に立ち寄ることができない学校があります。

(イ) アンケート結果を見ると、読書が好きではない生徒が全体の3割程度います。「ゲームやテレビ、ネットのほうがおもしろい」「読みたい本

---

<sup>\*7</sup> ビブリオバトル：読んで面白いと思った本を持ち寄った発表参加者が、5分間で本を紹介し、一番読みたくなった本を投票で決めるというゲーム

がない」「マンガや雑誌のほうがおもしろい」が主な理由です。

#### イ 調べ学習の効果的な実施

タブレット端末で手軽に調べることができるようになった一方で、図書資料を利用した調べ学習の機会が減っています。

#### ウ 保護者への啓発等

保護者への啓発活動を行っている学校は2校のみで、市立図書館からの図書館だよりは配付できていても、保護者への啓発が難しい現状です。

#### エ 伊東図書館やボランティア等との連携

- (ア) ほとんどの学校でボランティアが活用されていません。
- (イ) 全ての学校が、市立図書館の団体貸出制度を利用していません。

#### オ 司書教諭、学校司書の設置等

- (ア) 司書教諭は、5年前と比較すると3校と配置数が増えましたが、その内の2校は活動時間が取れていないと感じています。
- (イ) 学校司書については、全ての中学校に配置されていますが、複数校の兼務となっています。

#### カ 電子書籍の導入状況

- (ア) 全ての学校で電子書籍は導入していません。
- (イ) 配慮が必要な生徒も含め、全ての生徒が本と関わり、読書ができるよう、ICT機器や電子書籍の活用について検討する必要があります。

### (3) 施策

#### ア 読書環境の整備の充実

- (ア) 団体貸出制度を活用することで、生徒に必要な新しい資料の不足を補うよう努めます。
- (イ) ビブリオバトルなどさまざまな読書活動や工夫をした本の紹介を積極的に情報発信し、生徒の読書意欲が芽生えるよう努めます。
- (ウ) 読書習慣や学習意欲を喚起するため、日常的な読書時間の確保に努めます。

#### イ 調べ学習の効果的な実施の支援

インターネットと図書を併用し総合的に調べ学習が行えるよう環境体制を整え、効果的な調べ学習の指導ができるよう努めます。

#### ウ 保護者への啓発等の強化

読書活動の重要性及び家庭における読書推進について、保護者へ会合や通知を通じて働きかけます。

#### エ 伊東図書館やボランティア等との連携の促進

(ア) 静岡県子ども読書アドバイザーやボランティアを積極的に活用し、読書の楽しさを伝えていきます。

(イ) 市立図書館と連携を図り、団体貸出制度や「図書館だより」の配付などにより、読書の楽しさや情報を伝えていきます。

#### オ 学校図書館の活性化

学校全体で司書教諭や学校司書をサポートすることで、活動時間の確保や研修会等への参加が可能な協力体制をつくり、学校図書館の充実を目指します。

#### カ 電子書籍の導入状況

全生徒にタブレットが配付され、アンケートでは、約半数の生徒が電子書籍を「利用したことがある」、3割弱の生徒が「利用してみたい」と回答していることから、電子書籍は読書推進に有効であると考えます。その必要性についての提言に努めます。一方で、紙の本が持つ電子書籍にない温かさなども伝えていきます。

(4) アンケート結果【中学校】

対象：中学校5校（令和元年 5校）

ア 読書活動の実施

	令和6年	令和元年
朝読書を実施	3校	5校
読み聞かせを実施	1校	1校
ブックトークを実施	0校	2校
その他の活動を実施	2校	1校

イ 読み聞かせボランティアの活用

	令和6年	令和元年
活用している	0校	1校
活用していない	5校	4校

ウ 伊東図書館の団体貸出制度の利用

	令和6年	令和元年
利用したことがある	0校	1校
利用したことがない	5校	4校

エ 読書週間に関連した読書啓発

	令和6年	令和元年
実施している	3校	2校
実施していない	2校	3校

オ 1か月の目標読書冊数

	令和6年	令和元年
決めている	0校	0校
決めていない	5校	5校

カ 図書標準（学校図書館に整備すべき蔵書の標準）の達成

	令和6年	令和元年
達成している	5校	3校
達成していない	0校	2校

キ 調べ学習の教諭の伊東図書館利用

	令和6年	令和元年
毎回利用している	0校	0校
時々利用している	1校	4校
利用していない	4校	1校

ク 保護者への読書活動の啓発

	令和6年	令和元年
啓発している	2校	1校
啓発していない	3校	4校

ケ 読み聞かせボランティアとの連携

	令和6年	令和元年
十分取れている	0校	0校
取れている	1校	1校
取れていない	0校	0校
ボランティアを活用していない	4校	4校

※連携が取れている1校は、読み聞かせボランティアではなく図書整理ボランティア

コ 司書教諭の配置

	令和6年	令和元年
配置している	3校	2校
配置していない	2校	3校

サ 司書教諭の活動時間の配慮（配置している学校対象）

	令和6年	令和元年
配慮している	1校	1校
配慮していない	2校	1校

シ 学校司書の配置

	令和6年	令和元年
配置している	5校	5校
配置していない	0校	0校

ス 学校司書や司書教諭の研修会等への出席

	令和6年	令和元年
出席している	5校	5校
出席していない	0校	0校

セ 電子書籍の導入状況

	令和6年	令和元年
導入している	0校	未実施
導入していない	5校	未実施
導入する予定はある	0校	未実施
導入予定はない	0校	未実施



ソ その他自由記述より

**(ア) 学校図書館の環境整備の課題**

- ・図書コーナー（学校図書館）が3年生の教室棟にあるため、1・2年生の利用がしづらい
- ・特別支援学級も配置されているので、生徒にあった選書が必要

**(イ) 調べ学習における課題**

- ・タブレットを使うことが増えたので、最新の情報は得ることができるが、書籍にしかない魅力発信や新しい本の選定をしていく必要がある
- ・タブレット等により手軽に調べたい情報のみを得られるようになったが、書籍を使った調べ学習によって得られる周辺知識についての理解が浅くなっているように感じる

**(ウ) 保護者への情報提供や読書啓発における課題**

- ・図書館からのお便りは配布しているが、保護者への啓発までできていない

**(エ) その他**

- ・子どもの読書活動スペースの充実
- ・異世代交流やイベントの拠点

(5) アンケート結果【中学生】

対象：中学校5校の2年生の1クラス（計113人）

ア 読書は好きですか

	2年生
好き	31人
まあまあ好き	46人
あまり好きではない	29人
きらい	7人

イ 読書が「あまり好きではない」、「きらい」な人の理由

	2年生
本はおもしろくない	3人
読みたいけど時間がない	2人
読みたい本がない	9人
マンガや雑誌のほうがおもしろい	9人
ゲームやテレビ、ネットのほうがおもしろい	12人
その他	1人

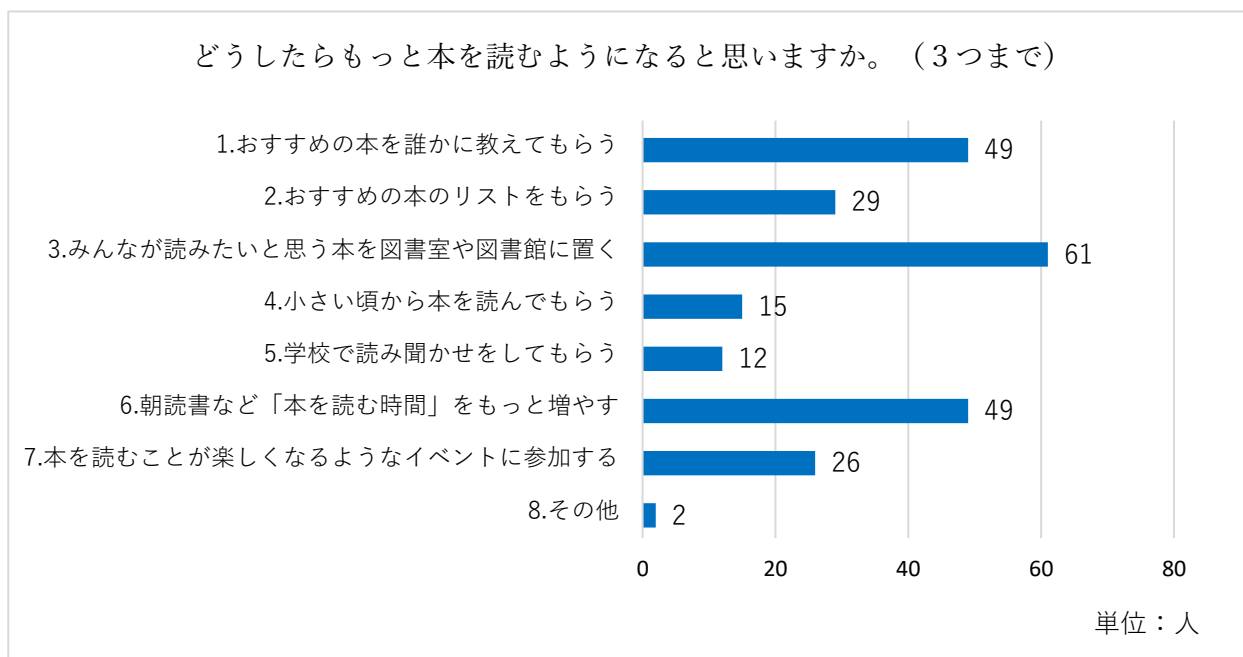
ウ 朝読書以外で1か月に平均何冊本を読みますか

	2年生
0冊	34人
1～2冊	51人
3～5冊	16人
6～10冊	6人
10冊以上	6人

エ どうしたらもっと本を読むようになると思いますか

	2年生
おすすめの本を誰かに教えてもらう	49人
おすすめの本のリストをもらう	29人
みんなが読みたいと思う本を図書室や図書館に置く	61人
小さい頃から本を読んでもらう	15人
学校で読み聞かせをしてもらう	12人
朝読書など「本を読む時間」をもっと増やす	49人
本を読むことが楽しくなるようなイベントに参加する	26人
その他	2人

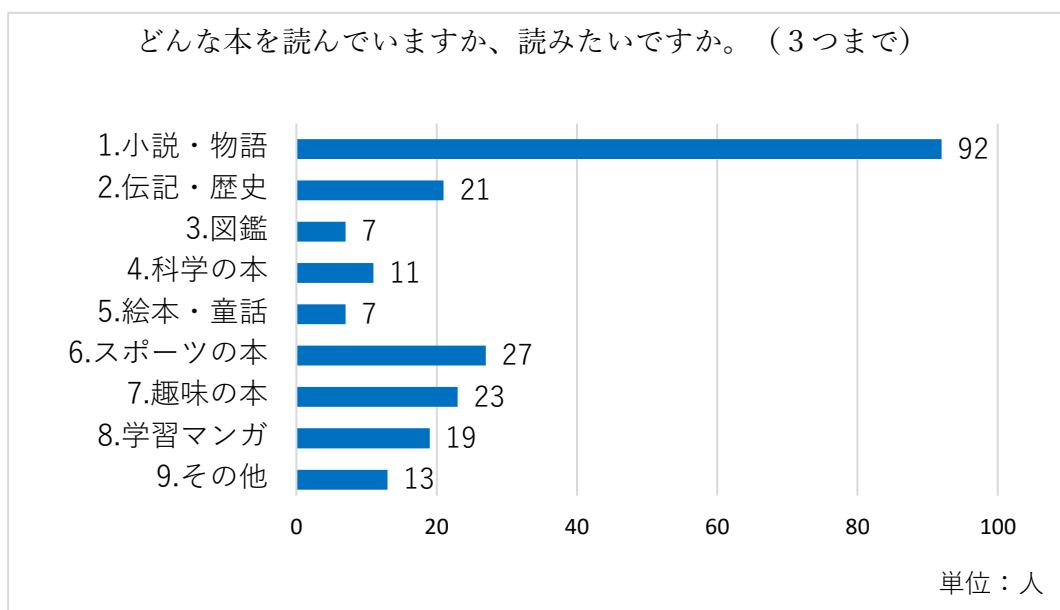
※複数回答があった場合はカウントしました。



オ どんな本を読んでいますか、読みたいですか

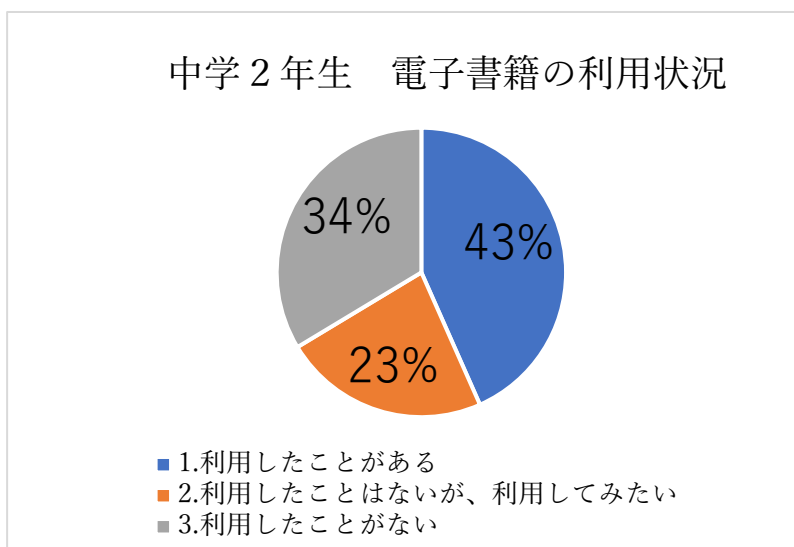
	2年生
小説・物語	92人
伝記・歴史	21人
図鑑	7人
科学の本	11人
絵本・童話	7人
スポーツの本	27人
趣味の本 (おりがみ、料理、トランプ、将棋、ダンス など)	23人
学習マンガ	19人
その他	13人

※複数回答があった場合はカウントしました。



カ 電子書籍を利用したことがありますか

	2年生
利用したことがある	49人
利用したことはないが、利用してみたい	26人
利用したことがない	38人



キ 電子書籍で何を読んでいますか、読みたいですか（3つまで）

	2年生
小説・物語	78人
伝記・歴史	17人
図鑑	8人
科学の本	4人
絵本・童話	8人
趣味の本 (おりがみ、料理、音楽、将棋、ダンス など)	22人
学習マンガ	20人
その他	22人

※複数回答があった場合はカウントしました。

## 6 高等学校における取り組み

高校生になると、様々な本の種類に応じた読書が可能となり、知的興味に応じ、幅広く多様な読書ができるようになります。一方で、中学生までに読書習慣が形成されていても、高校生になってから読書への関心が低くなり、本から遠ざかる生徒が少なくない時期でもあります。

中学生までに読書習慣が形成されていない場合は、読書習慣の形成を図り、読書への関心が以前よりも低くなった場合は、読書への関心度を高める必要があります。

### (1) 現状

令和5年に市内の高等学校3校が合併し、新たに静岡県立伊豆伊東高等学校として開校しました。これにより、市内にある高等学校は1校になりました。

読書活動においては、朝読書が実施されていますが、1か月の目標読書冊数は決められておらず、読書習慣に関する読書啓発も行われていませんでした。ボランティア、市立図書館の団体貸出制度も利用されていない現状があります。

司書教諭と学校司書は配置されており、司書教諭や学校司書が、専門知識や技術を高める研修会等へ出席するための機会を設けています。

高校生のアンケート結果から、読書が好きな生徒は中学生より高く81%いますが、1か月に3冊以上の本を読んでいる生徒は5%でした。

### (2) 課題

#### ア 読書環境の整備

(ア) 多くの書籍を購入することは難しい状況です。

(イ) アンケート結果をみると、読書が好きではない生徒が全体の2割ほどいます。「読みたい本がない」「ゲームやテレビ、ネットのほうがおもしろい」が主な理由です。

(ウ) アンケートで朝読書以外に読む本の平均冊数を聞いたところ、0冊と答えた生徒が33%おり、理由として「普段から本を読まないから」「TVやインターネット、ゲームをしていて時間がなかったから」が回答として多いことがわかります。

#### イ 伊東図書館との連携

- (ア) 学校から離れているため連携しづらく、団体貸出制度も利用されていません。
- (イ) 高等学校にも「図書館だより」を配布していますが、生徒の読書活動に活用しきれていません。

#### ウ 司書教諭、学校司書の設置等

司書教諭と学校司書は、ともに配置され、専門知識や技術を高める研修会等へ出席するための機会は設けられていますが、司書教諭の活動時間は取れていないと感じています。

### (3) 施策

#### ア 読書環境の整備の充実

- (ア) 市立図書館の団体貸出制度を活用することで、蔵書数の不足を補うよう努めます。
- (イ) 多様な高校生が本を探す際の選択肢が広がるような配架や情報発信の工夫に努めます。
- (ウ) 読書習慣や学習意欲を喚起するため、日常的な読書時間の確保に努めます。

#### イ 伊東図書館との連携の促進

- (ア) 職場体験などを通じ、図書館や読書への興味を引き出し、社会的能力を高めます。
- (イ) 「図書館だより」などを活用し、積極的に市立図書館と情報交換を行い、生徒の読書活動が活発になるよう支援します。

#### ウ 学校図書館の活性化

学校全体で司書教諭や学校司書、それに代わる学校図書館担当教諭をサポートし、活動時間が確保されるような協力体制をつくっていきます。

(4) アンケート結果【高等学校】

対象：高等学校1校（令和元年 3校）

ア 読書活動の実施

	令和6年	令和元年
朝読書を実施	1校	3校
読み聞かせを実施	0校	0校
ブックトークを実施	0校	0校
その他の活動を実施	0校	0校

イ 読み聞かせボランティアの活用

	令和6年	令和元年
活用している	0校	1校
活用していない	1校	2校

ウ 伊東図書館の団体貸出制度の利用

	令和6年	令和元年
利用したことがある	0校	0校
利用したことがない	1校	3校

エ 読書週間に関連した読書啓発

	令和6年	令和元年
実施している	0校	2校
実施していない	1校	1校

オ 1か月の目標読書冊数

	令和6年	令和元年
決めている	0校	1校
決めていない	1校	2校

カ 調べ学習の教諭の伊東図書館利用

	令和6年	令和元年
毎回利用している	0校	0校
時々利用している	0校	0校
利用していない	1校	3校

キ 司書教諭の配置

	令和6年	令和元年
配置している	1校	1校
配置していない	0校	2校



ク 司書教諭の活動時間の配慮（配置している学校対象）

	令和6年	令和元年
配慮している	0校	0校
配慮していない	1校	1校

ケ 学校司書の配置

	令和6年	令和元年
配置している	1校	1校
配置していない	0校	2校

コ 学校司書や司書教諭の研修会等への出席（配置している学校対象）

	令和6年	令和元年
出席している	1校	1校
出席していない	0校	0校

サ 電子書籍の導入状況

	令和6年	令和元年
導入している	0校	未実施
導入していない	0校	未実施
導入する予定はある	0校	未実施
導入予定はない	1校	未実施

シ その他自由記述より

**調べ学習における課題**

- ・時間がないため、伊東図書館まで足を運ぶことができない
- ・学校図書館で対応するため

(5) アンケート結果【高校生】

対象：高等学校1校の2年生の3クラス（計95人）

ア 読書は好きですか

	2年生
好き	22人
まあまあ好き	55人
あまり好きではない	15人
きらい	3人

イ 読書が「あまり好きではない」、「きらい」な人の理由

	2年生
本はおもしろくない	1人
読みたいけど時間がない	1人
読みたい本がない	6人
マンガや雑誌のほうがおもしろい	3人
ゲームやテレビ、ネットのほうがおもしろい	6人
その他	1人

ウ 朝読書以外で1か月に平均何冊本を読みますか

	2年生
0冊	31人
1～2冊	59人
3～5冊	4人
6～10冊	0人
10冊以上	1人

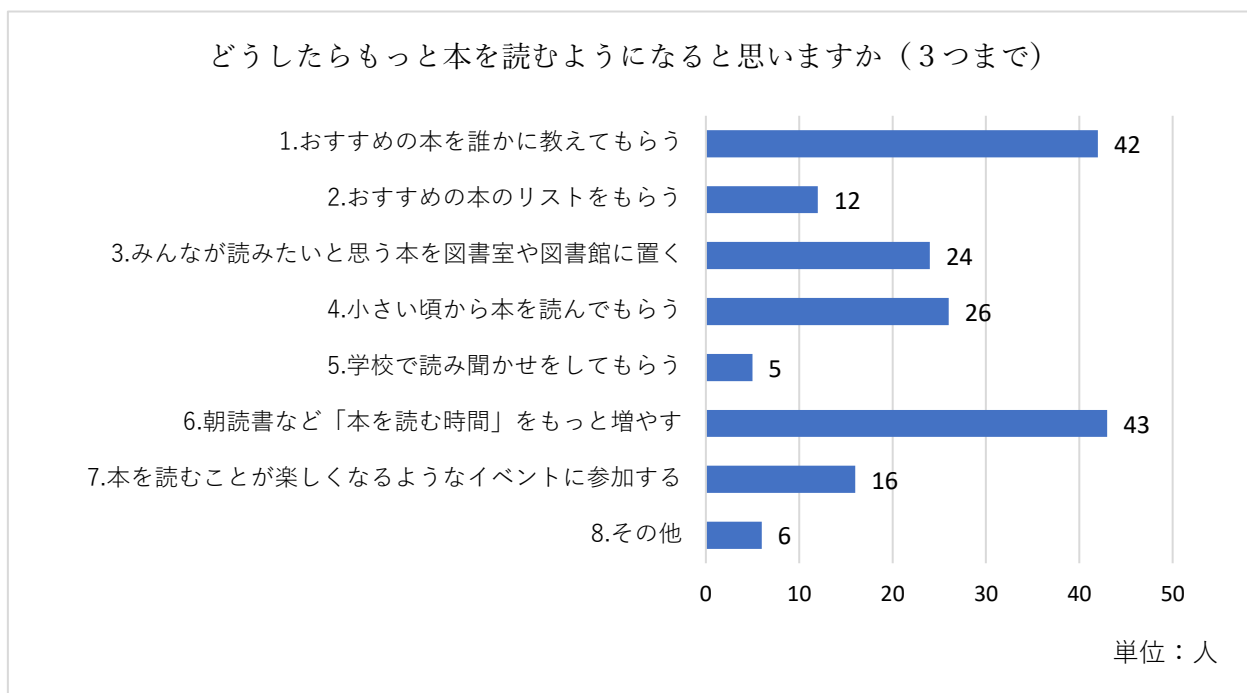
エ 「0冊」と答えた人の理由（3つまで選択可）

	2年生
勉強で時間がなかったから	8人
部活動や生徒会で時間がなかったから	7人
友達との遊びや付き合いで時間がなかったから	7人
TVやインターネット、ゲームをしていて時間がなかったから	13人
普段から本を読まないから	21人
その他	0人

オ どうしたらもっと本を読むようになると思いますか

	2年生
おすすめの本を誰かに教えてもらう	42人
おすすめの本のリストをもらう	12人
みんなが読みたいと思う本を図書室や図書館に置く	24人
小さい頃から本を読んでもらう	26人
学校で読み聞かせをしてもらう	5人
朝読書など「本を読む時間」をもっと増やす	43人
本を読むことが楽しくなるようなイベントに参加する	16人
その他	6人

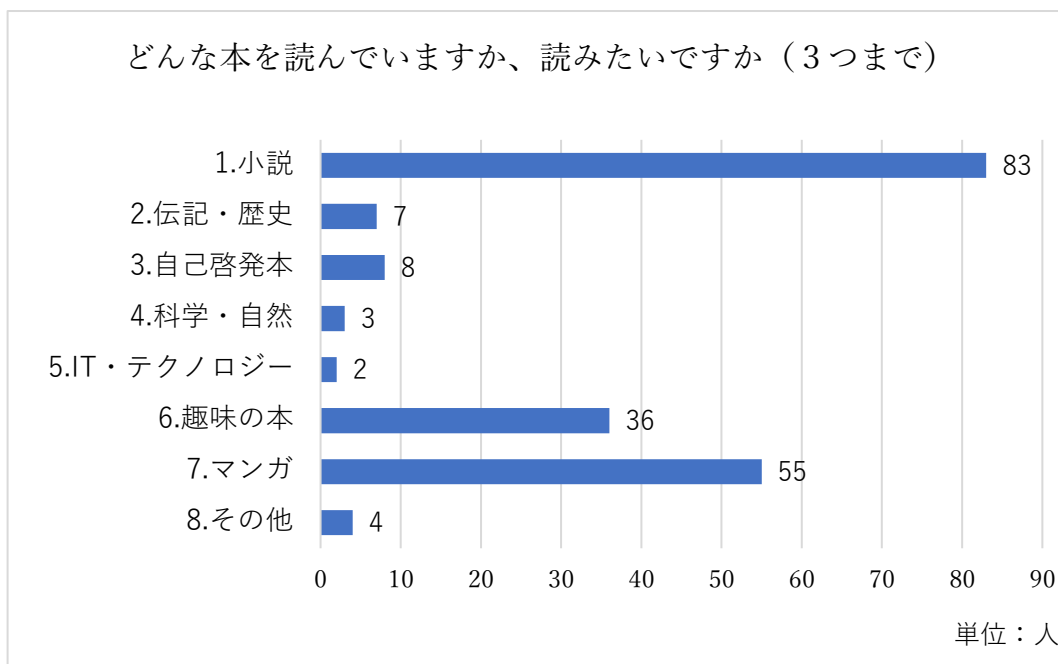
※複数回答があった場合はカウントしました。



カ どんな本を読んでいますか、読みたいですか

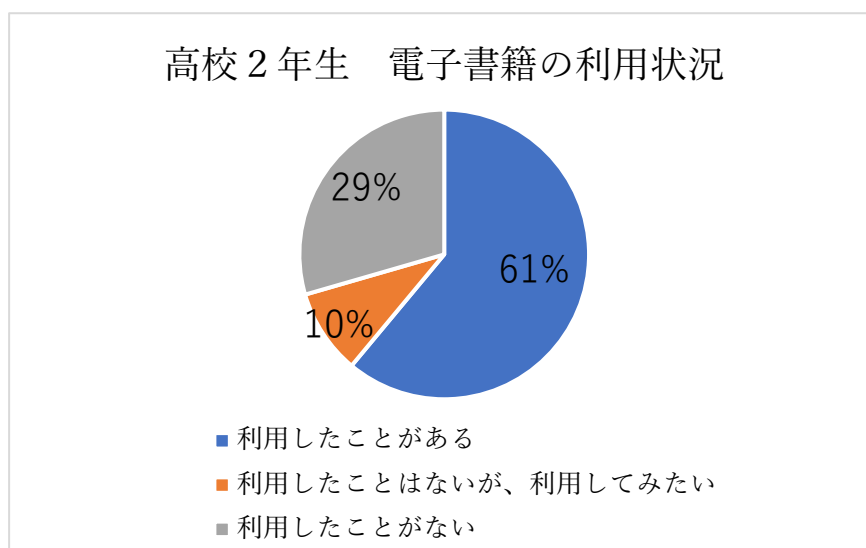
	2年生
小説	83人
伝記・歴史	7人
自己啓発本	8人
科学・自然	3人
IT・テクノロジー	2人
趣味の本（スポーツ・音楽・芸術）	36人
マンガ	55人
その他	4人

※複数回答があった場合はカウントしました。



キ 電子書籍を利用したことがありますか

	2年生
利用したことがある	58人
利用したことはないが、利用してみたい	9人
利用したことがない	28人



ク 電子書籍で何を読んでいますか、読みたいですか（3つまで）

	2年生
小説	57人
伝記・歴史	2人
自己啓発本	2人
科学・自然	2人
IT・テクノロジー	2人
趣味の本（スポーツ、音楽、芸術）	22人
マンガ	70人
その他	4人

※複数回答があった場合はカウントしました。

## 7 特別な支援を必要とする子どもへの取り組み

障がいのある子どもや日本語を理解することが難しい（以下、「特別な支援を必要とする」という）子どもなどが、絵本や児童書などの字を読むことができなくても、本の楽しさや素晴らしさを知ることは必要であり、読み聞かせや、録音図書、点字図書、難しい漢字や長文がない読みやすい本（以下「バリアフリー図書」という）、外国語で書かれた本などの図書を利用することで可能にもなります。

また、特別な支援を必要としない子どもが、障がいに関する本や外国に関する本などを読むことで、特別な支援を必要とする人への理解を深めることも大切です。

### (1) 現状

特別支援学校では、読み聞かせを教員や外部講師が行っており、ボランティアも活用されています。司書教諭は配置されていますが、学校司書は配置されていません。また、児童生徒の特性上、決まった本を好むことが多いため、蔵書内容に偏りがあります。

### (2) 課題

特別支援学校では、家庭に向けての読書活動啓発がされていません。

また、市内の小・中・高等学校の学校図書館における、特別な支援を必要とする児童、生徒に対する配慮ができていない学校は5年前よりも増加しましたが、配慮ができていない学校も存在します。

### (3) 施策

#### ア 読書環境の整備の充実

(ア) 児童、生徒が絵本の世界を楽しめるよう、引き続き読み聞かせを行っていきます。

(イ) 文字を読むことや文章を理解することが苦手な子どもなど、特別な支援を必要とする子どもも読書を楽しめるよう、バリアフリー図書、布などで加工されたさわって楽しめる本、外国語で書かれた本等を充実させるよう努力します。

## イ 保護者への啓発等の強化

全ての子どもに読書を楽しむ権利があり、各学校は特別な支援を必要とする子どものいる家庭でも読書活動を進めてもらえるよう、保護者の会合や通知等で伝えていきます。なお、日本語を理解することが難しい保護者にもわかりやすい通知文を作成するよう努めます。

## ウ 特別な支援を必要とする子どもがいる学校と伊東図書館との連携の促進

市立図書館と連携し、様々な特性に配慮した選書や読書環境の提供ができるよう情報収集や意見交換の体制づくりに努めます。

(4) アンケート結果

対象：静岡県立東部特別支援学校伊東分校（小学部、中学部）  
（令和元年も同様に実施）

ア 図書標準（学校図書館に整備すべき蔵書の標準）の達成

	令和6年	令和元年
達成している		
達成していない	○	○

イ 児童、生徒への読み聞かせ

	令和6年	令和元年
読み聞かせをしている	○	○
読み聞かせをしていない		

ウ 伊東図書館の団体貸出制度の利用

	令和6年	令和元年
利用したことがある		
利用したことがない	○	○

エ 家庭への読書活動の啓発

	令和6年	令和元年
啓発している		
啓発していない	○	○

オ 司書教諭の配置

	令和6年	令和元年
配置している	○	○
配置していない		

カ 学校司書の配置

	令和6年	令和元年
配置している		
配置していない	○	○



(5) アンケート結果

対象：小学校7校、中学校5校、高等学校1校、特別支援学校

図書資料として所蔵しているもの

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
点字図書	1校	0校		
音声図書	0校	0校		
拡大文字図書	0校	0校		
LLブック	0校	0校		○
マルチメディアデイジー図書	1校	0校		○
外国語による図書	1校	0校	○	
読書補助具	0校	0校		
拡大読書器	0校	0校		○
電子図書	0校	0校		
その他	0校	0校		

(6) アンケート結果

対象：小学校7校、中学校5校、高等学校1校

学校図書館は、障がいのある児童、生徒や日本語を母国語としていない児童生徒に対し配慮している

	小学校		中学校		高等学校	
	令和6年	令和元年	令和6年	令和元年	令和6年	令和元年
十分配慮している	1校	0校	0校	0校	0校	0校
配慮している	3校	1校	4校	1校	0校	0校
できていない	3校	9校	1校	4校	1校	3校

## 8 図書館における取り組み

市立図書館は、子どもにとって豊富な蔵書から読みたい本を探し、読書の楽しみを知ることができる場所であり、地域における子どもの読書活動を推進する上で中心的な役割を果たす場所となっています。

### (1) 現状

市立図書館の児童図書は、約4万7千冊で、図書館資料全体の約23%を占めており、貸出冊数は年間約5万冊で、全体の貸出冊数の約31%を占めています（令和6年4月1日現在）。

読書活動の入り口としては、ブックスタート事業を実施し、子どもの読書活動推進とともに図書館利用の増進につなげるため、読書通帳<sup>\*8</sup>の配布やボランティアによる「おはなし会」、ワークショップ<sup>\*9</sup>、「ぬいぐるみの図書館おとまり会」<sup>\*10</sup>などを実施しています。なお、「おはなし会」では、参加が継続されるようスタンプカードを配布しています。

図書館に関心を持ち、効果的に利用ができるよう、積極的に小学生の図書館見学や中学生以上の職場体験、特別支援学校児童生徒の施設利用学習の受入れを行っています。

児童向けの特集コーナーや企画展を、年に数回テーマを入れ替えて実施し、子どもはもちろん、保護者に対しても読書の重要性を伝えています。中高生向けにはYA<sup>\*11</sup>コーナーを常時設置しています。

また、対象年齢に応じた「図書館だより」を発行し、図書館で行うイベントや新刊図書案内などを「広報いとう」やホームページ等に掲載することで、広く情報提供しています。

---

<sup>\*8</sup> 読書通帳：自分が読んだ本を記録する帳面。伊東図書館では30冊分を記録することができる手作りの読書通帳を希望者に配布し、30冊記録されると達成のスタンプを押すようになっている。

<sup>\*9</sup> ワークショップ：参加・体験型講座

<sup>\*10</sup> ぬいぐるみの図書館おとまり会：子どもがお気に入りのぬいぐるみを持って読み聞かせに参加した後、図書館にぬいぐるみを預ける。図書館員は、ぬいぐるみが読書する様子を写真に撮り、翌日ぬいぐるみを子どもたちに返却するとともに、撮影した写真とおすすめの本を貸し出すイベント。

<sup>\*11</sup> YA：ヤングアダルトの略。中高生などの児童と成人の間の世代を指す。

## (2) 課題

### ア 読書環境の整備

- (ア) 子どもが読みたい本を手にとって中を見て探すことができるよう、多くの本の開架スペースへの配架を考えていますが、スペースが狭く、閉架書庫へ収納されている本も多く、自由に好きな本を選びにくい環境です。
- (イ) 児童エリアが狭く、ゆっくりと本を広げて閲覧できない場合があります。また、一般エリアと隣接しているため、音読や読み聞かせなどができません。
- (ウ) 中学生・高校生の貸出数は低く、小学生以下の貸出数に対し10%程度です。
- (エ) 特別な支援を必要とする子どもが、充実した読書活動を行うための読書環境が整備されていません。
- (オ) 市立図書館を利用するには、公共交通機関の便が悪く、複合施設のため駐車場も混んでおり、臨時駐車場からも距離が離れています。また、施設も老朽化しているため、利用しづらい状況です。

### イ 読書活動の啓発等

- (ア) 市立図書館で行うイベント等について、「広報いとう」やホームページ、幼稚園・保育園などでお知らせしており、各イベントは人気がありますが、おはなし会の参加者は少ないことがあります。
- (イ) 「図書館だより」は、保育園・幼稚園、小学校、中学校・高等学校と対象年齢ごとに内容を変え発行・配付していますが、読書量が減少してくる中学生や高校生の世代への読書活動の啓発に生かしきれいていません。

### ウ 保育園、幼稚園、学校やボランティア等との連携

- (ア) 保育園から高等学校まで、団体貸出制度の利用が多くありません。
- (イ) 静岡県子ども読書アドバイザーの周知ができていません。
- (ウ) 読み聞かせ等の活動をしているボランティアの把握が不十分です。
- (エ) 移動図書館「ともだち号」が、市内19か所を巡回していますが、さらに多くの場所での巡回を望む声があります。

### (3) 施策

#### ア 読書環境の整備の充実

- (ア) 子どもが本を選びやすいよう、本棚の整理整頓に努めるとともに、閉架書庫の本については、イベント時や特集コーナーに配架することで、子どもの目に触れるよう展示するなど、限られた開架スペースを有効活用できるよう努めます。
- (イ) 中学生・高校生が、読書をしない理由としては、「時間がない」よりも「読みたい本がない」が多いため、「図書館だより」の配付など本に関する情報の発信や、図書館内での展示の工夫などにより、本を読みたいと思える環境をつくります。
- (ウ) 特別な支援を必要とする子どもも本に親しめるよう、バリアフリー図書や、外国語で書かれた本等の充実を図ります。
- (エ) 施設へ来館する際は、引き続き公共交通機関や臨時駐車場の利用を広く呼びかけ、新たな図書館では誰もが利用しやすい図書館を目指します。

#### イ 読書活動の啓発等の強化

- (ア) 積極的な情報発信とともに、おはなし会の内容を充実させ、参加者の増加につなげます。
- (イ) 中学生・高校生向けの図書を紹介する「図書館だより」は、各世代のニーズなどを把握し、より興味をもってもらえるような紙面を製作し、読書量の少ない世代に情報を提供していきます。

#### ウ 保育園、幼稚園、学校やボランティア等との連携の促進

- (ア) 団体貸出制度については、積極的に利用を呼びかけます。
- (イ) 静岡県子ども読書アドバイザーの認知度は以前に比べ上がってきていますが、今後も引き続き情報提供するなど、より利用ができるよう体制を整えていきます。
- (ウ) 市内の読み聞かせ等のボランティアを把握するため、情報収集に努めます。
- (エ) 遠隔の保育園、幼稚園、学校が複数あること、蔵書数の不足に悩む園や学校等が多いことを考慮し、引き続き市立図書館の蔵書を配達し貸出すサービスを実施します。

(オ) ボランティアの技術向上等を図るための講座を今後も実施し、読書活動を実施しやすい環境をつくります。

#### エ 電子書籍の導入状況

生徒へのアンケートで、半数以上の生徒が「電子書籍を利用したことがある」又は、「利用してみたい」と回答したことから、市立図書館では子どもへ向けての電子書籍の導入を検討していきます。

## 伊東市子ども読書活動推進計画 努力目標

### ≪目標数値≫

項 目	令和5年度 (実績)	令和11年度 (目標)	静岡県目標値 (令和6年)
児童図書蔵書冊数	46,622冊	50,000冊 以上	
児童図書の年間貸出冊数 (12歳以下の子ども1人当たり)	6.5冊	12冊	24冊

### ≪参考指標 伊東市と静岡県≫

項 目	伊東市 (令和6年度)	静岡県 (令和2年度)
本を読むことが好きだと答える 児童・生徒の割合	小 83.3%	小 67.2%
	中 68.1%	中 69.4%
	高 81.0%	高 61.5%

## 参 考 资 料

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

## (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。



(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# 学校図書館法

(昭和28年8月8日 法律第185号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。 )及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。 )において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。 )を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(昭三三法一三六・平一〇法一〇一・平一八法八〇・平二七法四六・一部改正)

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
  - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
  - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
  - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
  - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(平九法七六・平一一法一六〇・平一九法九六・一部改正)

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二六法九三・追加)

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(平二六法九三・旧第六条繰下)

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。

二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。

三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

(平一五法一一七・一部改正、平二六法九三・旧第七条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。(平九法七六・一部改正)

附 則 (昭和三三年五月六日法律第一三六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則 (昭和三十四年六月三〇日法律第九八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成九年六月一日法律第七六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月二七日法律第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

附 則（平成二六年六月二七日法律第九三号）

（施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2 国は、学校司書(この法律による改正後の学校図書館法(以下この項において「新法」という。)第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。)の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二七年六月二四日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 第四次伊東市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

区 分	氏 名	所属団体等
保育園	鈴木 さと子	保育園園長会代表 宇佐美保育園
幼稚園	三枝 真理子	幼稚園園長会代表 宇佐美幼稚園
小・中学校	石井 聡	校長会代表 北中学校
高等学校	河野 佑紀	高等学校代表 伊豆伊東高校 図書課長
司書教諭	松谷 美由紀	司書教諭代表 対島中学校
学校司書	宮原 正美	南中学校、門野中学校、 宇佐美小学校兼務
母子保健担当	杉山 萌	伊東市子育て支援課
有識者	辻 恵	伊東市教育委員
有識者	石川 弘夫	伊東図書館おはなし会代表 静岡県子ども読書アドバイザー
教育委員会	浜野 義則	伊東市教育委員会 教育部長

事務局 生涯学習課 課 長 山下 匡弘  
伊東図書館 館 長 渡邊 祐子  
主 査 枝 有希子  
主 事 鈴木 光世



伊東市子ども読書活動推進計画 ー第四次計画ー

発 行 令和7年3月

発行者 伊東市教育委員会

編 集 伊東市立伊東図書館

住 所 〒414-0032

静岡県伊東市音無町5番14号

電 話 0557-36-7433

F A X 0557-36-5459

E-Mail tosyokan@city.ito.shizuoka.jp

ホームページ <https://ito-city-library.jp>